

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年1月11日(2007.1.11)

【公表番号】特表2002-509139(P2002-509139A)

【公表日】平成14年3月26日(2002.3.26)

【出願番号】特願2000-540125(P2000-540125)

【国際特許分類】

C 0 7 D 239/95	(2006.01)
A 6 1 K 31/517	(2006.01)
A 6 1 P 11/06	(2006.01)
A 6 1 P 29/00	(2006.01)
A 6 1 P 35/00	(2006.01)
A 6 1 P 43/00	(2006.01)

【F I】

C 0 7 D 239/95	
A 6 1 K 31/517	
A 6 1 P 11/06	
A 6 1 P 29/00	
A 6 1 P 29/00	1 0 1
A 6 1 P 35/00	
A 6 1 P 43/00	1 1 1

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月28日(2006.9.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

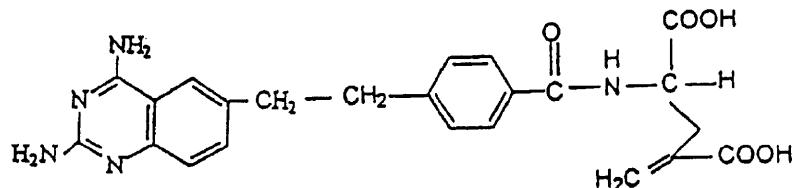
【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】以下の化学構造、

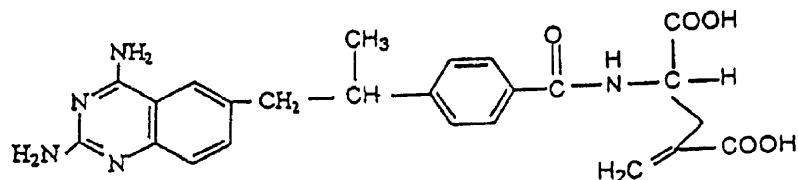
【化1】



を有する4-アミノ-4-デオキシ-5,8,10-トリデアザブテロイル-4'-メチレングルタミン酸(1)又は薬理学的に許容されうるその塩。

【請求項2】以下の化学構造、

【化2】

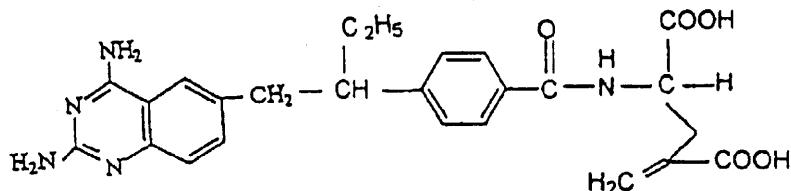


を有する4-アミノ-4-デオキシ-10-メチル-5,8,10-トリデアザブテロイ

ル - 4 ' - メチレングルタミン酸 (1a) 又は薬理学的に許容されうるその塩。

【請求項 3】 以下の化学構造、

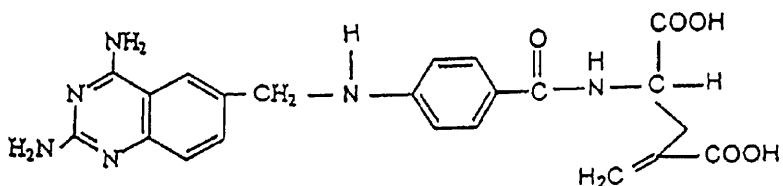
【化 3】



を有する 4 - アミノ - 4 - デオキシ - 10 - エチル - 5 , 8 , 10 - トリデアザプテロイル - 4 ' - メチレングルタミン酸 (1b) 又は薬理学的に許容されうるその塩。

【請求項 4】 以下の化学構造、

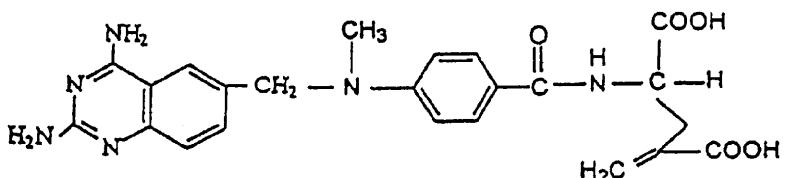
【化 4】



を有する 4 - アミノ - 4 - デオキシ - 5 , 8 - ディデアザプテロイル - 4 ' - メチレングルタミン酸 (1c) 又は薬理学的に許容されうるその塩。

【請求項 5】 以下の化学構造、

【化 5】



を有する 4 - アミノ - 4 - デオキシ - 10 - メチル - 5 , 8 - ディデアザプテロイル - 4 ' - メチレングルタミン酸 (1d) 又は薬理学的に許容されうるその塩。

【請求項 6】 葉酸拮抗剤に応答する新生物の増殖を治療するための製薬的組成物であつて、前記新生物の増殖を阻止するための、製薬的に許容されうる担体、希釈剤もしくは抗腫瘍剤を伴なう若しくは伴なわない、治療上有効な且つ無毒性量の 4 - アミノ - 4 - デオキシ - 5 , 8 , 10 - トリデアザプテロイル - 4 ' - メチレングルタミン酸 (1) 又は薬理学的に許容されうるその塩を含む製薬的組成物。

【請求項 7】 葉酸拮抗剤に応答する新生物の増殖を治療するための製薬的組成物であつて、前記新生物の増殖を阻止するための、製薬的に許容されうる担体、希釈剤もしくは抗腫瘍剤を伴なう若しくは伴なわない、治療上有効な且つ無毒性量の 4 - アミノ - 4 - デオキシ - 10 - メチル - 5 , 8 , 10 - トリデアザ - プテロイル - 4 ' - メチレングルタミン酸 (1a) 又は薬理学的に許容されうるその塩を含む製薬的組成物。

【請求項 8】 葉酸拮抗剤に応答する新生物の増殖を治療するための製薬的組成物であつて、前記新生物の増殖を阻止するための、製薬的に許容されうる担体、希釈剤もしくは抗腫瘍剤を伴なう若しくは伴なわない、治療上有効な且つ無毒性量の 4 - アミノ - 4 - デオキシ - 10 - エチル - 5 , 8 , 10 - トリデアザプテロイル - 4 ' - メチレングルタミン酸 (1b) 又は薬理学的に許容されうるその塩を含む製薬的組成物。

【請求項 9】 葉酸拮抗剤に応答する新生物の増殖を治療するための製薬的組成物であつて、前記新生物の増殖を阻止するための、製薬的に許容されうる担体、希釈剤もしくは抗腫瘍剤を伴なう若しくは伴なわない、治療上有効な且つ無毒性量の 4 - アミノ - 4 - デオキシ - 5 , 8 - ディデアザプテロイル - 4 ' - メチレングルタミン酸 (1c) 又は薬理学的

に許容されうるその塩を含む、葉酸拮抗剤に応答する新生物の増殖を治療するための製薬的組成物。

【請求項 10】葉酸拮抗剤に応答する新生物の増殖を治療するための製薬的組成物であって、前記新生物の増殖を阻止するための、製薬的に許容されうる担体、希釈剤もしくは抗腫瘍剤を伴なう若しくは伴なわない、治療上有効な且つ無毒性量の4-アミノ-4-デオキシ-10-メチル-5,8-ジデアザブテロイル-4'-メチレングルタミン酸(1d)又は薬理学的に許容されうるその塩を含む製薬的組成物。

【請求項 11】アレルゲンまたは自己免疫応答によって生ずる炎症を治療するための製薬的組成物であって、炎症を改善するための、製薬的に許容されうる担体もしくは希釈剤を伴なう若しくは伴なわない、治療上有効な且つ無毒性量の4-アミノ-4-デオキシ-5,8,10-トリデアザブテロイル-4'-メチレングルタミン酸(1)又は薬理学的に許容されうるその塩を含む製薬的組成物。

【請求項 12】アレルゲンまたは自己免疫応答によって生ずる炎症を治療するための製薬的組成物であって、炎症を改善するための、製薬的に許容されうる担体もしくは希釈剤を伴なう若しくは伴なわない、治療上有効な且つ無毒性量の4-アミノ-4-デオキシ-10-メチル-5,8,10-トリデアザブテロイル-4'-メチレングルタミン酸(1a)又は薬理学的に許容されうるその塩を含む製薬的組成物。

【請求項 13】アレルゲンまたは自己免疫応答によって生ずる炎症を治療するための製薬的組成物であって、炎症を改善するための、製薬的に許容されうる担体もしくは希釈剤を伴なう若しくは伴なわない、治療上有効な且つ無毒性量の4-アミノ-4-デオキシ-10-エチル-5,8,10-トリデアザ-4'-メチレングルタミン酸(1b)又は薬理学的に許容されうるその塩を含む製薬的組成物。

【請求項 14】アレルゲンまたは自己免疫応答によって生ずる炎症を治療するための製薬的組成物であって、炎症を改善するための、製薬的に許容されうる担体もしくは希釈剤を伴なう若しくは伴なわない、治療上有効な且つ無毒性量の4-アミノ-4-デオキシ-5,8-ジデアザブテロイル-4'-メチレングルタミン酸(1c)又は薬理学的に許容されうるその塩を含む製薬的組成物。

【請求項 15】アレルゲンまたは自己免疫応答によって生ずる炎症を治療するための製薬的組成物であって、炎症を改善するための、製薬的に許容されうる担体もしくは希釈剤を伴なう若しくは伴なわない、治療上有効な且つ無毒性量の4-アミノ-4-デオキシ-10-メチル-5,8-ジデアザブテロイル-4'-メチレングルタミン酸(1d)又は薬理学的に許容されうるその塩を含む製薬的組成物。

【請求項 16】新生物増殖を治療するための薬剤の製造における、製薬的に許容されうる担体、希釈剤もしくは抗腫瘍剤を伴なう若しくは伴なわない、4-アミノ-4-デオキシ-5,8,10-トリデアザブテロイル-4'-メチレングルタミン酸(1)又は薬理学的に許容されうるその塩の使用。

【請求項 17】新生物増殖を治療するための薬剤の製造における、製薬的に許容されうる担体、希釈剤もしくは抗腫瘍剤を伴なう若しくは伴なわない、4-アミノ-4-デオキシ-10-メチル-5,8,10-トリデアザブテロイル-4'-メチレングルタミン酸(1a)又は薬理学的に許容されうるその塩の使用。

【請求項 18】新生物増殖を治療するための薬剤の製造における、製薬的に許容されうる担体、希釈剤もしくは抗腫瘍剤を伴なう若しくは伴なわない、4-アミノ-4-デオキシ-10-エチル-5,8,10-トリデアザ-4'-メチレングルタミン酸(1b)又は薬理学的に許容されうるその塩の使用。

【請求項 19】新生物増殖を治療するための薬剤の製造における、製薬的に許容されうる担体、希釈剤もしくは抗腫瘍剤を伴なう若しくは伴なわない、4-アミノ-4-デオキシ-5,8-ジデアザブテロイル-4'-メチレングルタミン酸(1c)又は薬理学的に許容されうるその塩の使用。

【請求項 20】新生物増殖を治療するための薬剤の製造における、製薬的に許容されうる担体、希釈剤もしくは抗腫瘍剤を伴なう若しくは伴なわない、4-アミノ-4-デオキシ

- 10 - メチル - 5 , 8 - ジデアザブテロイル - 4 ' - メチレングルタミン酸 (1 d) 又は薬理学的に許容されうるその塩の使用。

【請求項 2 1】アレルゲンまたは自己免疫応答によって生ずる炎症性疾患を治療するための薬剤の製造における、製薬的に許容されうる担体もしくは希釈剤を伴なう若しくは伴なわない、4 - アミノ - 4 - デオキシ - 5 , 8 , 10 - トリデアザブテロイル - 4 ' - メチレングルタミン酸 (1) 又は薬理学的に許容されうるその塩の使用。

【請求項 2 2】アレルゲンまたは自己免疫応答によって生ずる炎症性疾患を治療するための薬剤の製造における、製薬的に許容されうる担体もしくは希釈剤を伴なう若しくは伴なわない、4 - アミノ - 4 - デオキシ - 10 - メチル - 5 , 8 , 10 - トリデアザブテロイル - 4 ' - メチレングルタミン酸 (1 a) 又は薬理学的に許容されうるその塩の使用。

【請求項 2 3】アレルゲンまたは自己免疫応答によって生ずる炎症性疾患を治療するための薬剤の製造における、製薬的に許容されうる担体もしくは希釈剤を伴なう若しくは伴なわない、4 - アミノ - 4 - デオキシ - 10 - エチル - 5 , 8 , 10 - トリデアザブテロイル - 4 ' - メチレングルタミン酸 (1 b) 又は薬理学的に許容されうるその塩の使用。

【請求項 2 4】アレルゲンまたは自己免疫応答によって生ずる炎症性疾患を治療するための薬剤の製造における、製薬的に許容されうる担体もしくは希釈剤を伴なう若しくは伴なわない、4 - アミノ - 4 - デオキシ - 5 , 8 - ジデアザブテロイル - 4 ' - メチレングルタミン酸 (1 c) 又は薬理学的に許容されうるその塩の使用。

【請求項 2 5】アレルゲンまたは自己免疫応答によって生ずる炎症性疾患を治療するための薬剤の製造における、製薬的に許容されうる担体もしくは希釈剤を伴なう若しくは伴なわない、4 - アミノ - 4 - デオキシ - 10 - メチル - 5 , 8 - ジデアザブテロイル - 4 ' - メチレングルタミン酸 (1 d) 又は薬理学的に許容されうるその塩の使用。

【請求項 2 6】喘息を改善するための、製薬的に許容されうる担体もしくは希釈剤を伴なう若しくは伴なわない、治療上有効な且つ無毒性量の 4 - アミノ - 4 - デオキシ - 5 , 8 , 10 - トリデアザブテロイル - 4 ' - メチレングルタミン酸 (1) 又は薬理学的に許容されうるその塩を含む、喘息を治療するための製薬的組成物。

【請求項 2 7】喘息を改善するための、製薬的に許容されうる担体もしくは希釈剤を伴なう若しくは伴なわない、治療上有効な且つ無毒性量の 4 - アミノ - 4 - デオキシ - 10 - メチル - 5 , 8 , 10 - トリデアザブテロイル - 4 ' - メチレングルタミン酸 (1 a) 又は薬理学的に許容されうるその塩を含む、喘息を治療するための製薬的組成物。

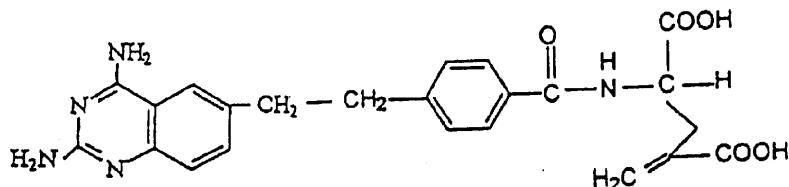
【請求項 2 8】喘息を改善するための、製薬的に許容されうる担体もしくは希釈剤を伴なう若しくは伴なわない、治療上有効な且つ無毒性量の 4 - アミノ - 4 - デオキシ - 10 - エチル - 5 , 8 , 10 - トリデアザ - 4 ' - メチレングルタミン酸 (1 b) 又は薬理学的に許容されうるその塩を含む、喘息を治療するための製薬的組成物。

【請求項 2 9】喘息を改善するための、製薬的に許容されうる担体もしくは希釈剤を伴なう若しくは伴なわない、治療上有効な且つ無毒性量の 4 - アミノ - 4 - デオキシ - 5 , 8 - ジデアザブテロイル - 4 ' - メチレングルタミン酸 (1 c) 又は薬理学的に許容されうるその塩を含む、喘息を治療するための製薬的組成物。

【請求項 3 0】喘息を改善するための、製薬的に許容されうる担体もしくは希釈剤を伴なう若しくは伴なわない、治療上有効な且つ無毒性量の 4 - アミノ - 4 - デオキシ - 10 - メチル - 5 , 8 - ジデアザブテロイル - 4 ' - メチレングルタミン酸 (1 d) 又は薬理学的に許容されうるその塩を含む、喘息を治療するための製薬的組成物。

【請求項 3 1】以下の化学構造

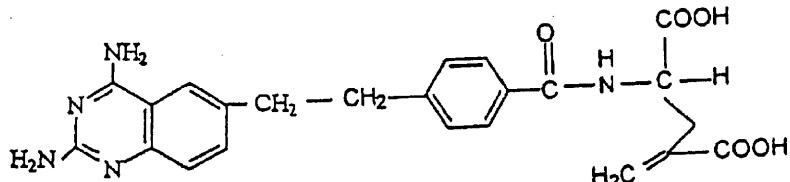
【化 6】



を有し、4-メチレングルタメート部分が「L」配置である4-アミノ-4-デオキシ-5,8,10-トリデアザブテロイル-4'-メチレングルタミン酸(1)又は薬理学的に許容されうるその塩。

【請求項32】以下の化学構造

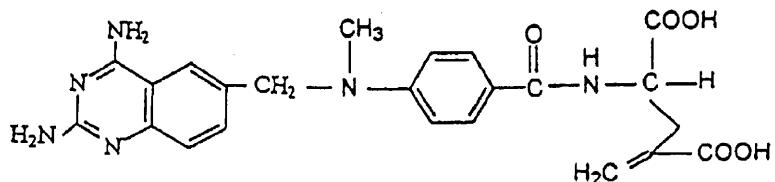
【化7】



を有し、4-メチレングルタメート部分が「D」配置である4-アミノ-4-デオキシ-5,8,10-トリデアザブテロイル-4'-メチレングルタミン酸(1)又は薬理学的に許容されうるその塩。

【請求項33】以下の化学構造

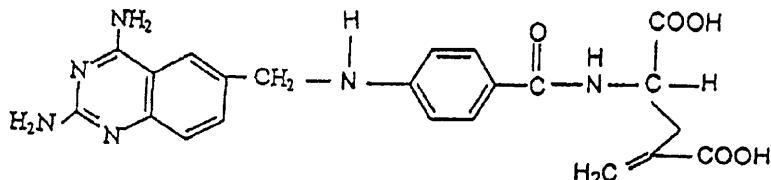
【化8】



を有し、4-メチレングルタメート部分が「L」配置である4-アミノ-4-デオキシ-10-メチル-5,8-ジデアザブテロイル-4'-メチレングルタミン酸又は薬理学的に許容されうるその塩。

【請求項34】以下の化学構造

【化9】



を有し、4-メチレングルタメート部分が「L」配置である4-アミノ-4-デオキシ-5,8-ジデアザブテロイル-4'-メチレングルタミン酸又は薬理学的に許容されうるその塩。

【請求項35】前記薬理学的に許容されうる塩が、ナトリウム塩若しくはカリウム塩である、請求項1～5及び31～34のいずれか1項に記載の化合物。

【請求項36】前記薬理学的に許容されうる塩が、ナトリウム塩若しくはカリウム塩である、請求項6～15及び26～30のいずれか1項に記載の製薬的組成物。

【請求項37】前記薬理学的に許容されうる塩が、ナトリウム塩若しくはカリウム塩である、請求項16～25のいずれか1項に記載の使用。